

指定管理者の指定について

岐阜県川辺漕艇場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十二年岐阜県条例第四十八号）第十条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事　古田肇

一 指定管理者となる団体　加茂郡川辺町中川辺一五一八番地の四
川辺町

二 指 定 の 期 間　令和三年四月一日から令和八年三月三十日まで